

令和7年度 職場のハラスメント防止に向けて

当法人では、令和7年度も引き続き、ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等）防止対策を実施します。

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、当法人にとっても職場秩序の保持や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

パワーハラスメントの発生原因には、職員間のコミュニケーションの希薄化等の職場環境に問題があるとされていますので、職場環境の改善に努めましょう。

また、性別による役割分担意識に基づく言動は、セクシャルハラスメントの発生原因になることがあり、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、マタニティハラスメントの発生原因になることがあります。

このような言動を行わないように注意しましょう。

当法人は、ハラスメントを決して許しません。また見過ごすこともしません。

ハラスメントと感じたり、気付いたりした場合は、すぐに苦情処理担当者（総務課長）に相談してください。担当者に相談しにくい場合や困ったことが生じた場合には、直接、私に相談してください。

相談者や事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはい行いません。

また、相談者や行為者のプライバシーを守って対応します。

私自身、先頭に立って、ハラスメントのない、安全で働きやすい職場づくりに努めます。皆さんも、ハラスメントを発生させない、また許さない職場づくりに心掛けてください。

令和7年4月1日

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター

所長 岡野 幸次